

医療事故調査制度における
院内事故調査

—医療事故調査等支援団体の立場から—

公益社団法人 日本医師会

常任理事 今村 定臣

はじめに

院内医療事故調査は医療施設の**管理者**がおこなうものです。

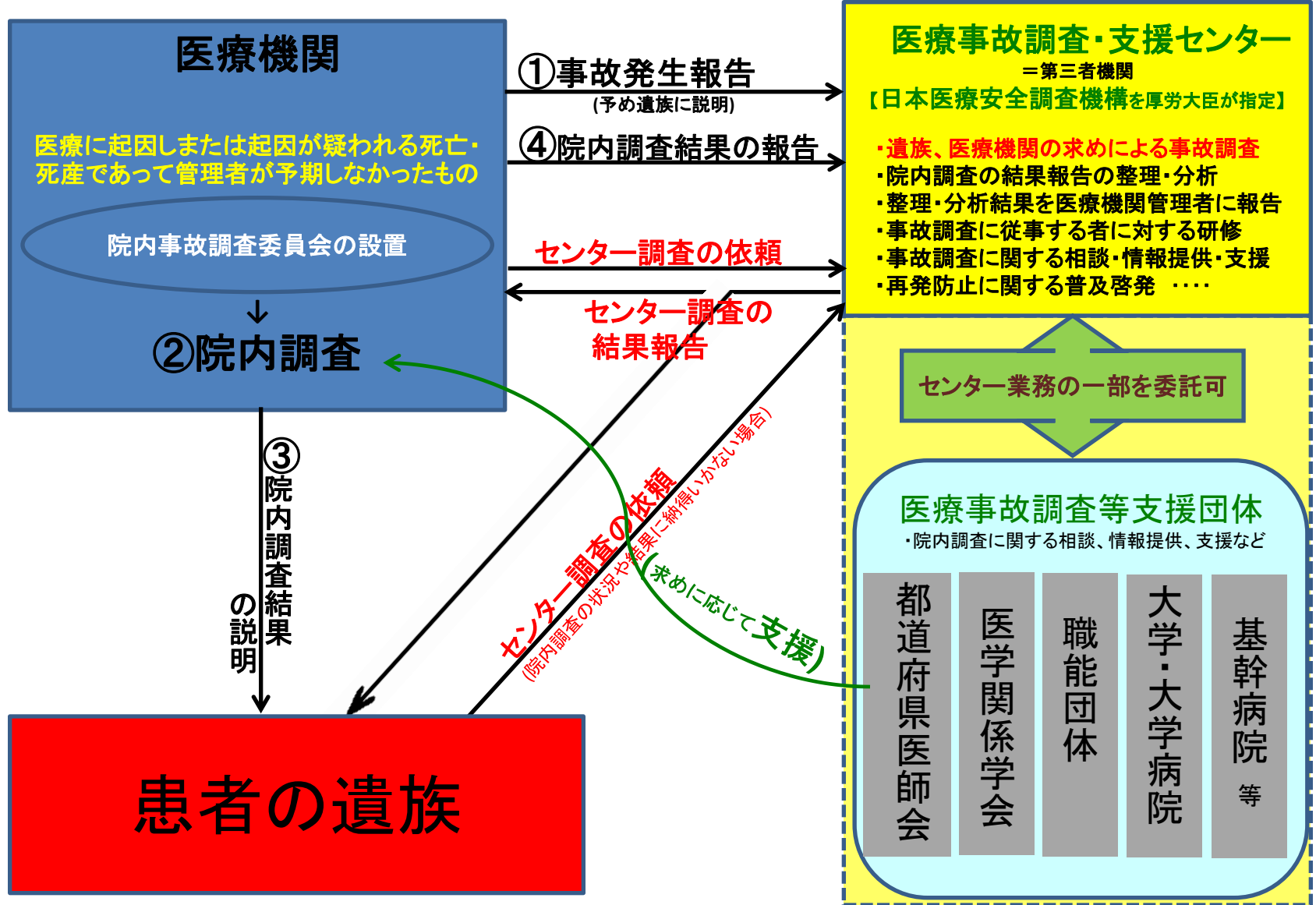
それを**お手伝い**するのが、「支援団体」の役割です。

「支援団体」は各地域ごとに多くの団体、機関があります。

各地域内での「支援団体」**相互の連携・調整**は、主に都道府県医師会が担当する予定です。

本日は、全国のさまざまな「支援団体」を代表して、日本医師会からご説明をさせていただきます。

医療事故調査制度



「支援団体」に関する主な規定

改正医療法6条の11

- 2 病院等の管理者は、医学医術に関する学術団体その他の厚生労働大臣が定める団体に対し、医療事故調査を行うために必要な支援を求めるものとする。
- 3 医療事故調査等支援団体は、前項の規定により支援を求められたときは、医療事故調査に必要な支援を行うものとする。

平成27年5月8日医政発第0508第1号通知

- 医療機関の判断により、必要な支援を支援団体に求めるものとする。
- 支援団体となる団体の事務所等の既存の枠組みを活用した上で団体間で連携して、支援窓口や担当者を一元化することを目指す。
- その際、ある程度広域でも連携がとれるような体制構築を目指す。
- 解剖・死亡時画像診断については、専用の施設・医師の確保が必要であり、サポートが必要である。

平成27年8月6日 厚生労働省告示343号

医療法第6条の11第2項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める団体を次のとおり定め、平成27年10月1日から適用する。 ……

支援団体による「支援」の内容

a. 制度全般に関する相談

b. 医療事故の判断に関する相談

c. 調査に関する支援等

○助言

- ・ 調査手法に関すること
- ・ 報告書作成に関すること (情報の収集・整理・報告書の記載等)
- ・ 院内事故調査委員会の設置・運営に関すること

○技術的支援

- ・ 解剖に関すること (施設・設備等の提供を含む)
- ・ 死亡時画像診断に関すること (同上)
- ・ 院内調査に関わる専門家の派遣

医療事故調査等支援団体一覧

○ 職能団体

- ・(公社)日本医師会及び(一社)都道府県医師会
- ・(公社)日本歯科医師会及び(一社)都道府県歯科医師会
- ・(公社)日本薬剤師会及び(一社)都道府県薬剤師会
- ・(公社)日本看護協会及び(公社)都道府県看護協会
- ・(公社)日本助産師会及び(一社)都道府県助産師会
- ・(一社)日本病院薬剤師会
- ・(公社)日本診療放射線技師会
- ・(一社)日本臨床衛生検査技師会
- ・(公社)日本臨床工学技士会

○ 病院団体等

- ・(一社)日本病院会及びその会員が代表者である病院
- ・(公社)全日本病院協会及びその会員が代表者である病院
- ・(公社)全国自治体病院協議会及びその会員が代表者である病院
- ・(一社)全国医学部長病院長会議及びその会員が代表者である大学の医学部又は病院
- ・(公財)日本医療機能評価機構
- ・(一社)日本医療法人協会
- ・(公社)日本精神科病院協会

○ 病院事業者

- ・(独)国立病院機構
- ・(独)労働者健康福祉機構
- ・(独)地域医療機能推進機構
- ・(国研)国立がん研究センター
- ・(国研)国立循環器病研究センター
- ・(国研)国立精神・神経医療研究センター
- ・(国研)国立国際医療研究センター
- ・(国研)国立成育医療研究センター
- ・(国研)国立長寿医療研究センター
- ・日本赤十字社
- ・(福)恩賜財団済生会
- ・全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生農業協同組合連合会
- ・(福)北海道社会事業協会
- ・国家公務員共済組合連合会

○ 学術団体

- ・日本医学会に属する学会(内81学会)
- ・日本歯科医学会
- ・(一社)日本医療薬学会
- ・(一社)日本看護系学会協議会の社員である学会
- ・(一社)医療の質・安全学会
- ・(一社)医療安全全国共同行動

医療介護一括法の附帯決議(抜粋)

—平成26年6月17日参議院厚生労働委員会—

2 医療事故調査制度について

ア 調査制度の対象となる医療事故が、地域及び医療機関毎に恣意的に解釈されないよう、モデル事業で明らかとなった課題を踏まえ、ガイドラインの適切な策定等を行うこと。

イ 院内事故調査及び医療事故調査・支援センターの調査に大きな役割を果たす医療事故調査等支援団体については、地域間における事故調査の内容及び質の格差が生じないようにする観点からも、中立性・専門性が確保される仕組みの検討を行うこと。また、事故調査が中立性、透明性及び公正性を確保しつつ、迅速かつ適正に行われるよう努めること。

ウ 医療事故調査制度の運営に要する費用については、本制度が我が国の医療の質と安全性の向上に資するものであることを踏まえ、公的費用補助等も含めその確保を図るとともに、遺族からの依頼による医療事故調査・支援センターの調査費用の負担については、遺族による申請を妨げることにならないよう最大限の配慮を行うこと。

院内調査で調査すべき事項、方法

【改正医療法第6条の11 第1項】

病院等の管理者は、医療事故が発生した場合には、厚生労働省令で定めるところにより、速やかにその原因を明らかにするために**必要な調査**(以下この章において「医療事故調査」という。)を行わなければならない。

→ 厚労省令で示されている調査方法(要旨)

※施行規則1条の10の4

病院等の管理者が次の中から**必要な範囲で選択**し情報の収集、整理を行う

- 1 診療録その他の診療に関する記録の確認
- 2 当該医療事故に係る医療従事者からの事情の聴取
- 3 「2」以外の関係者からの事情の聴取
- 4 **解剖**
- 5 **死亡時画像診断**
- 6 使用された医薬品、医療機器、設備その他の物の確認
- 7 血液又は尿その他の物についての検査

医療事故調査の方法等

→ 厚労省通知で示されている「医療事故調査の方法」

- 医療事故調査は医療事故の原因を明らかにするために行うものであること。
※原因も結果も明確な、誤薬等の**単純な事例であっても**、調査項目を省略せずに**丁寧に調査を行うことが重要であること。**
- 調査の結果、**必ずしも原因が明らかになるとは限らない**ことに留意すること。
- 再発防止は可能な限り調査の中で検討することが望ましいが、**必ずしも再発防止策が得られるとは限らない**ことに留意すること。

院内事故調査の標準的な流れ

【当該医療機関がすべきこと】

【支援団体の対応】

初期対応

- ・発生直後の判断に伴う電話相談、助言
- ・Ai、解剖等の実施施設との連絡調整
- ・院内調査委員会の委員構成決定、論点整理など

都道府県医師会
が中心に対応

初動の調査

- ・死亡時画像診断(Ai) (撮影 ・ 読影)
- ・解剖
- ・遺体の保管、搬送 ※これらは必要に応じて実施

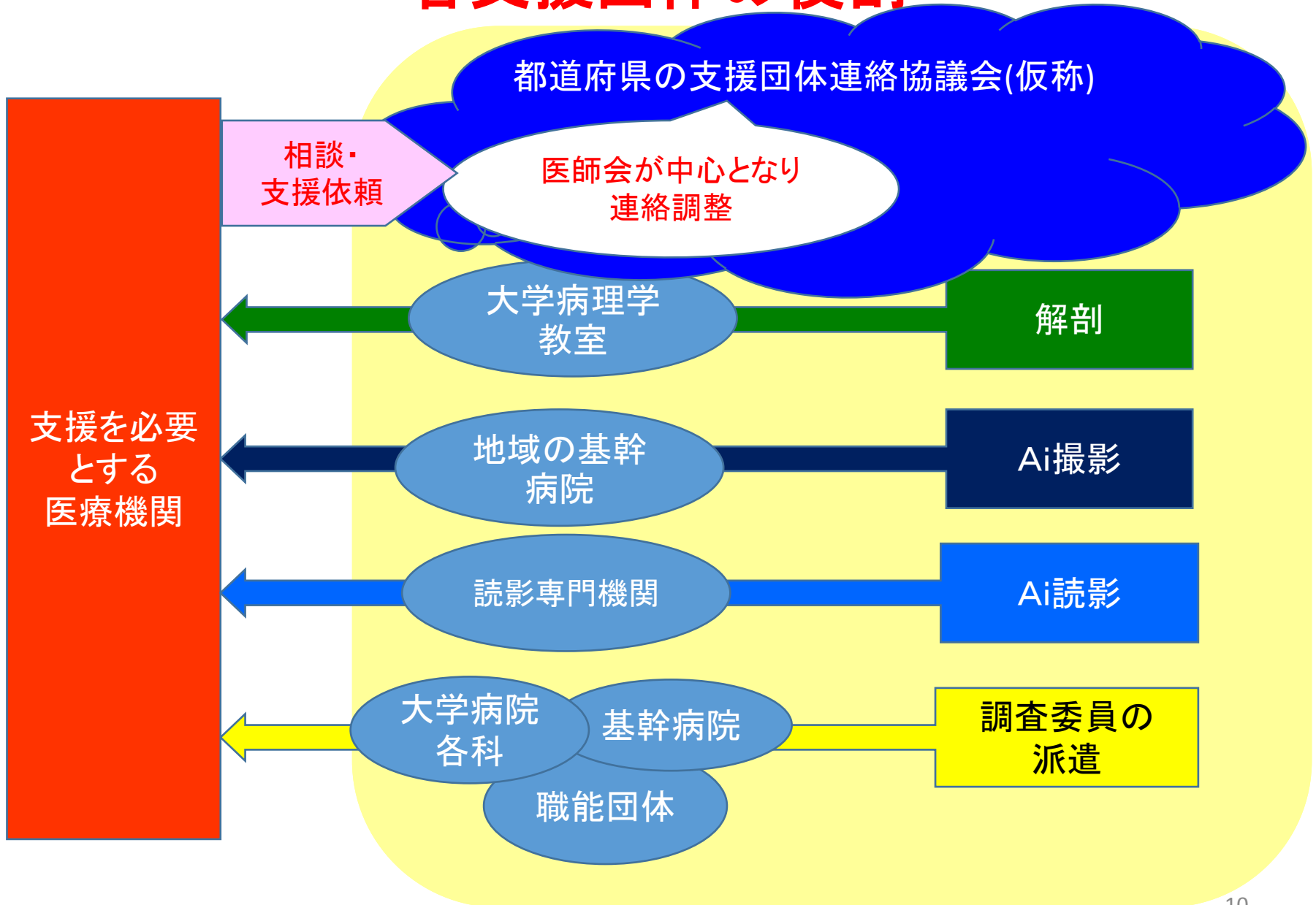
大学・基幹病院、
専門業者等へ
依頼

院内事故調査

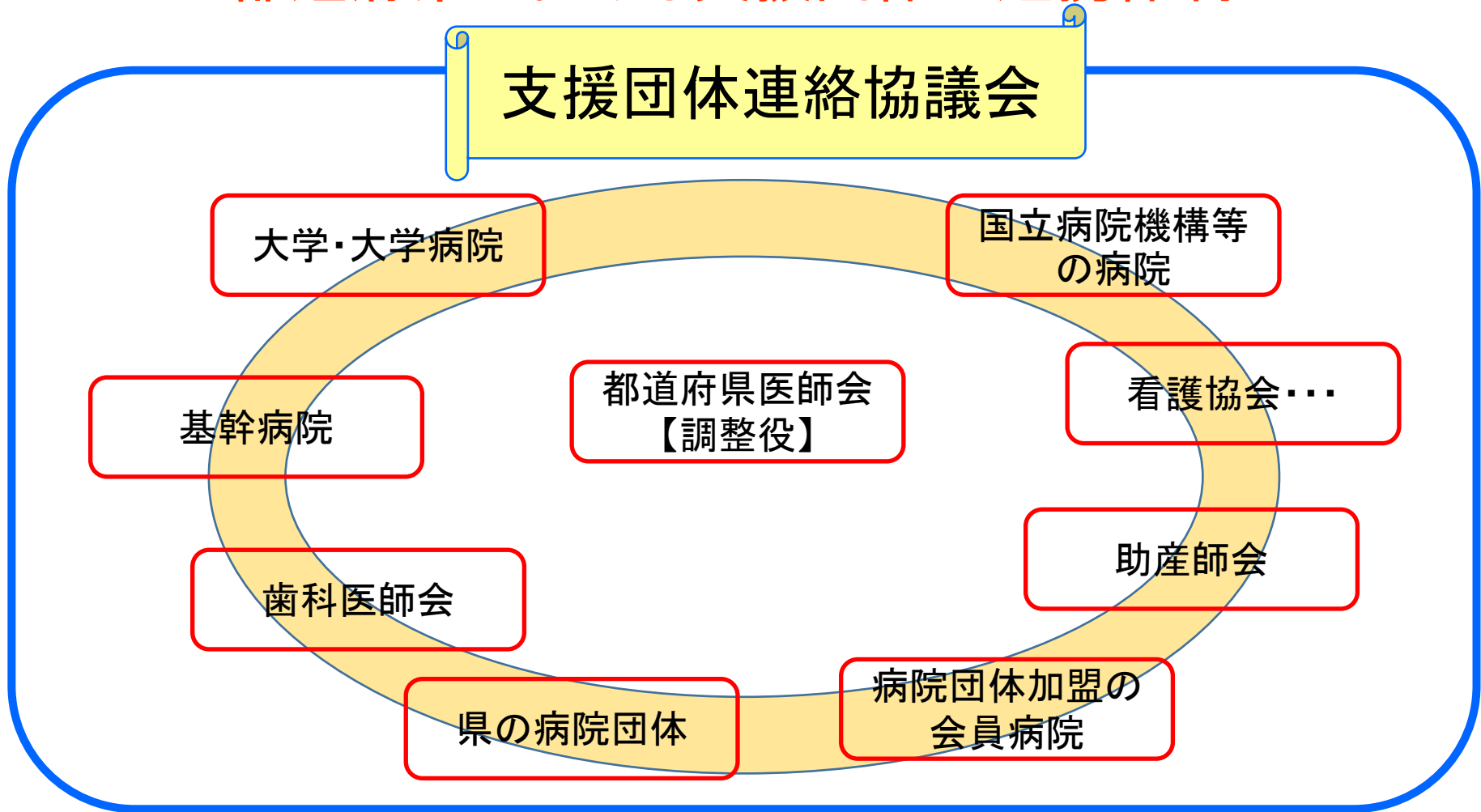
- ・調査委員会の開催
(外部委員3～5名程度参加、2～3回開催)
- ・報告書作成

支援団体からの
外部委員が参加

各支援団体の役割



都道府県における支援団体の連携体制



* 連絡協議会の主な役割 : 県内の医療事故調査手段に関する「資源」の把握と役割分担の確認

日医 医療安全対策委員会 中間答申(27年4月)から
都道府県医師会の具体的な役割

2 都道府県医師会が具体的に果たすべき役割

“すべての都道府県医師会は、医療事故調査制度施行時から、「医療事故調査等支援団体」としての中核的な役割を果たすべきである。”



- ・病院団体、大学病院、医学団体等の各支援団体間の総合的な連絡調整
- ・会員、非会員を問わず、医科、歯科、助産施設等からも要請があれば支援
- ・必要に応じて、隣県、ブロック内での県医師会相互の応援体制も検討

→具体的な支援の内容としては・・・

(ア) 相談窓口機能

(イ) 院内事故調査委員会への支援

- ・医師会の紹介、斡旋による外部委員の参加 →地域の学会、医会との連携
- ・Ai、解剖、遺体搬送、遺体保管等を実施可能な施設、業者との連絡体制

(ウ) 院内調査結果の第三者機関(センター)への報告の支援

- ・報告書の作成など

(エ) 遺族への説明の支援

医療事故調査制度の実施に向けて

めざすべき価値基準

- ・医療提供者と患者・国民の信頼関係
- ・医療の質の向上

「対立」から「対話」へ

医療界、医師会の**真摯な姿勢**と

一丸となった取り組みが見られている！

ご清聴ありがとうございました



医療事故調査制度説明会